

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入 力 確 認 ※	※
---------------------	--	--------------	---

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円

2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定（同法第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。）に該当することにより免除された猶予中贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

番号	該当する免除規定 (該当する規定にレ点を付し、項号を記載してください。)	免除された猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8第17項	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8第17項	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8第17項	円

3 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	. .	円	円
	. .	円	円
	. .	円	円

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第1号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第4項第1号に該当した場合をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第4項第2号に該当した場合をいいます。
 - ハ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第3号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第4号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第5号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
 - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第6号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額の明細」欄は、差額免除（租税特別措置法第70条の7の5第12項各号・同条第13項各号・同法第70条の7の6第13項各号・同条第14項各号・同法第70条の7の8第17項）又は追加免除（同法第70条の7の5第14項第1号・同法第70条の7の6第15項第1号・同法第70条の7の8第17項）のいずれかの規定に該当し、税額の免除を受けた場合には、該当する免除規定及び免除された猶予中贈与税・相続税額を記載します。
- 5 「3 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第24項による通知又は同法第70条の7の6第21項若しくは同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第25項による通知があった場合に記載します。
- 6 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第21項又は同法第70条の7の6第21項若しくは同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第22項に規定する「認可決定日」をいいます。
- 7 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第21項第2号に掲げる金額又は同法第70条の7の6第21項若しくは同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第22項第2号に掲げる金額をいいます。